

## 【条例制定の背景と目的】

- ・ H18 北海道に室蘭児童相談所分室設置を要望（以降H30まで毎年要望）
- ・ H19 本市において児童虐待による死亡事件発生
- ・ H25 苫小牧市民生委員児童委員協議会による児相分室誘致署名活動開始（H29に10万筆）
- ・ H26 苫小牧青年会議所を中心に総合体育館で児童虐待防止市民集会開催
- ・ H31.4 苫小牧市子ども家庭総合支援拠点をこども支援課に設置
- ・ R3.1 苫小牧市双葉町に建設中の児童相談複合施設供用開始予定（同施設に児相分室開設）

本市においては社会問題化する児童虐待に対し関心の高い市民が多く、行政とともに児相分室設置に向け取り組んできた経緯があります。

児童虐待防止法に体罰禁止が規定され、保護者への規制が強まるところであり、児童虐待に対し市民意識の醸成と行政の虐待防止に係る施策推進が求められています。

こうした背景を受け、本市では「社会全体で虐待から子どもを守り、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成」を条例制定の目的としています。

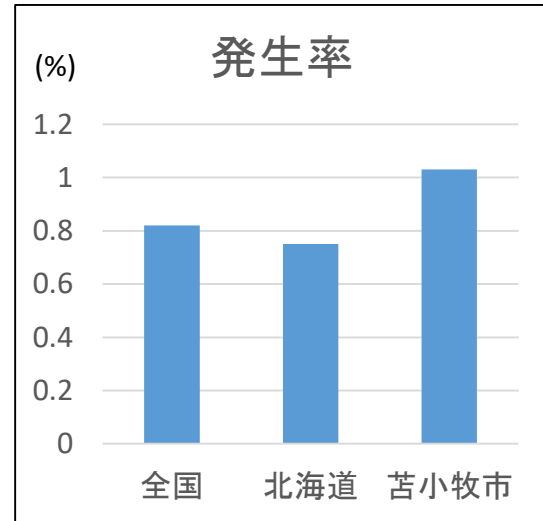
## 【苫小牧市における児童虐待の実態】

平成30年度児童虐待対応件数（児相受付分）

※児童人口（18歳未満）はH27国勢調査

※発生率は対応件数÷児童人口×100

	全国	北海道	苫小牧市
対応件数	159,850	5,665	283
児童人口	19,494,093	751,324	27,392
発生率	0.82%	0.75%	1.03%



平成30年度 苫小牧市の虐待種別

(件)

身体的	ネグレクト	性的	心理的	合計
36	33	1	213	283

苫小牧市における児童虐待の発生率は全国や北海道と比較して高く、虐待種別では面前DVをはじめとした心理的虐待が多くなっています。